

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宍粟市長 福 元 晶 三

|                   |                    |  |
|-------------------|--------------------|--|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 宍粟市<br>( 28227 )   |  |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 西安積<br>( 西安積 )     |  |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和6年7月11日<br>(第3回) |  |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・水田活用状況:水稲8.1ha49%、野菜等6.8ha40%で作付け率は89%。農地の所有者は70歳以上が41% 69歳以下は59%で、市平均より年齢層は低い。農業後継者ありは10%、「後継者なしが62%、不明26%」で合わせて88%が後継者未定。農業経営は、現状維持53%、規模縮小15%、経営委譲26%で1/4が農業をやめたい。

・3haのブロックローテーションを実施。

・鳥獣被害は、集落を柵で囲んでいる。山際の農地で被害が見受けられる。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、WCS用稲のブロックローテーションを実施する。

・中心となる担い手は、集落内の農家2戸、農業法人及び近隣集落の2戸とする。

・それ以外の圃場整備田については、自作農及び利用権設定により管理する。

・集落柵の定期的な点検補修を実施する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 24.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 14.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

|                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)農用地の集積、集約化の方針                                                                      |
| 農業を担う者への農地の集積・集約化を基本とし、農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、農業を担う者の農作業に支障がない範囲で担い手により農地利用を進める。          |
| (2)農地中間管理機構の活用方針                                                                      |
| 利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針                                                                       |
| 地域内の農地については、圃場整備は完了しているため、新たに取り組む予定はない。水路改修工事等の必要が生じた場合は補助事業を検討する。                    |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針                                                                  |
| 当地域では、昔から兼業農家が多数を占めており、今後も地域の農地については地域で守っていくことを基本とするため、円滑な継承が出来るように地域一帯で取り組む。         |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針                                                   |
| 農作業の一部を(一財)宍粟北みどり農林公社に農作業委託している。                                                      |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                  |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

- ①集落柵の定期点検と簡易補修を実施する。  
 ⑦多面的機能支払事業により農道や水路の泥上げ、草刈りを共同で行う。